

平成30年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者コースB日程入学試験

公法系科目

時 間 9：20～10：35

●注意事項（よくお読みください）

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 自分の受験番号と机の上の受験番号が同じであることをよく確かめてください。
3. 時計のアラーム、携帯電話等の電源は切ってください。
4. 机の上に置いてよいものは、①受験票、②筆記用具（鉛筆、ペン、消しゴム）、
③鉛筆削り（電動式を除く）、④時計（携帯電話やP H Sを時計として使用することは認めない）、⑤メガネ、⑥目薬、⑦ティッシュペーパー、⑧ハンカチです。
これらは、予め机上に置いておいてください。
5. 上記4で掲げた試験のために必要なもの以外は、かばんに入れて椅子の下に置いてください。電源を切った携帯電話も、身につけて、かばんに入れてください。
6. 配布物は、①問題冊子、②解答用紙、③下書き用紙、④六法の4種類です。足りないものがあったら、挙手で合図し、試験監督にその旨申し出してください。
7. 解答用紙の所定の欄に、受験番号と氏名を記入してください。解答用紙は、全部で3枚あります。そのすべてに受験番号と氏名の記載欄がありますので、漏れなく記入してください。なお、解答用紙はホチキスで綴じられていますが、その針は外さないでください。
8. 試験問題は、問題1～3の3つがあります。必ず指定の解答用紙を使ってください。解答用紙はそれぞれ両面になっています。
9. 試験時間は、75分です。中途退席は原則として試験開始後40分まで認めません。また、中途退席者は、再度入室することができません。試験終了直前の10分間も退席できませんので、よく注意してください。ただし、気分が悪くなったときや、トイレに行く必要があるときは、近くの監督者に挙手で合図し、遠慮なく申し出してください。
10. 試験開始後、受験者本人であることの確認（写真照合）を行います。その際は、監督者にご協力ください。

以下の3問、問題1から問題3にすべて解答せよ。

(配点：全問とも50点)

問題1

憲法の保障する集会結社の自由という観点から、徳島市公安条例事件判決（最高判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁）の事実と判旨を説明した上で批評しなさい。また、以上を基に、文面審査としての曖昧漠然性ゆえ無効の法理について論評しなさい。

問題2

「天皇が国会の開会式で『おことば』を述べることは、天皇の公的行為（象徴としての行為）として憲法上も認められる」とする説の適否について論ぜよ。

問題3

以下の(1)～(3)にすべて答えなさい。

- (1) 行政行為の職権取消しと争訟取消しの違いについて説明しなさい。(20点)
- (2) 行政行為の取消しと撤回の違いについて説明しなさい。(20点)
- (3) 判例によれば、法令の根拠なく行政行為を撤回することができるのかなる場合か、説明しなさい。(10点)

以上